

## 第18回 村上市議会改革調査特別委員会記録

1 日 時 令和6年1月26日(金) 午前11時27分

2 会 場 村上市役所 第1委員会室

3 報告

(1) 調査結果等の報告

4 協議事項

(1) タブレット端末運用規程について

(2) 委員会条例の改正について

(3) その他

5 出席委員(8名)

1番 鈴木一之君

2番 高田 晃君

3番 河村幸雄君

4番 鈴木いせ子君

5番 木村貞雄君

6番 本間善和君

7番 尾形修平君

8番 長谷川 孝君

6 欠席委員(なし)

7 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

8 委員外議員

副議長 大滝国吉君

9 議会事務局職員

局長 内山治夫

次長 鈴木 渉

書記 中山 航

---

(午前11時27分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

長谷川委員長 本日の委員会は、前回の調査内容を確認した後、タブレット端末の運用規程についてご協議をいただくことにしているので、よろしくお願いいたします。

---

3-(1) 調査結果等の報告

長谷川委員長 初めに次第の2、報告だ。(1)調査結果等の報告について、事務局から説明をお願いいたす。

事務局 局長 それでは第17回議会改革調査特別委員会の概要についてご報告させていただく。開催日は1月15日である。(1)番といたして常任委員会の構成についてであるが、県内の状

況をご確認いただいて、総務文教常任委員会については7人、市民厚生常任委員会を7人、経済建設常任委員会を6人、一般会計予算決算常任委員会は20人といたして、併せて議会運営委員会、資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の定数についてもご検討いただいて、議会運営委員会は変更なく8人、資格審査特別委員会並びに懲罰特別委員会は8名と決定いただいたところである。(2)番のタブレット端末の運用規程についてであるが、タブレット端末の導入に際して、適正な運営を図るために運用規程の素案を示させていただいたところである。その他としては特になかった。以上である。

---

#### 4－(1) タブレット端末運用規程について

長谷川委員長 次第の3、協議に移る。協議事項の(1)タブレット端末運用規程についてを議題といたす。このことについては、前回1月15日開催の本委員会においてご協議申し上げ、確認をお願いしていた事項である。事務局から説明があったらお願いいたす。

事務 局長 タブレット端末の運用規程については、前回、内容のご説明をさせていただいて、修正の必要があればご連絡をいただくことといたしていたところであるけれども、これまで特段のご指摘事項はいただいているので、本日資料として配付申し上げている規程については、前回と同様の資料である。なおご確認いただいて修正がなければ4月1日の施行に向けて手続きを進めてまいりたいと考えている。以上である。

長谷川委員長 それでは、タブレット端末運用規程(案)について、事務局から説明のとおり修正がなかったとのことなので、成案とすることにしたいと思うがよろしいか。

尾形 修平 村上市議会タブレット端末運用規程になっているけれども、議長が議員に対してタブレットを貸与するというふうになっているけれども、理事者にも貸与するわけでしょう。この規程には入らないのか、理事者の分に関しては。

事務 局長 予算上、一括で議会事務局で要求していた分ではあるが、購入したタブレットについては3役についても貸与いたすが、これはあくまでも議会側の規程ということで考えている。

尾形 修平 では理事者側は対象ではないということ。この規程には。

事務 局長 議会側で定めることができるのはあくまでも議会内の決まりであるので、理事者側は適正な管理をしていただくものと考えている。

長谷川委員長 よろしいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

---

#### 4－(2) 委員会条例の改正について

長谷川委員長 次に、協議事項の(2)委員会条例の改正についてを議題といたす。事務局から説明をお願いします。

事務 局長 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例案をご覧いただきたいと思う。前回の会議

の結果を受けて、委員会条例の改正案を作成いたしました。表面については改正文である。裏面の新旧対照表で説明をさせていただく。右側のほうが現在の条例、左側が改正案を反映したものである。第2条の第2項第1号では総務文教常任委員会を8人から7人に、第2号は略となっているが市民厚生常任委員会については現状で既に7人となっているので改正はない。第3号では経済建設常任委員会を7人から6人へ、第4号では一般会計予算決算常任委員会を22人から20人へ改正するものだ。また第7条では資格審査特別委員及び懲罰特別委員を10人から8人へと変更するものである。改正案の説明は以上となるが、通常だとこのまままたご確認をいただいた後にご署名をいただいて次回定例会でご発議いただくところではあるが、このたび昨年の方自治法の改正によって、オンライン化の対応のために、会議規則及び委員会条例の改正がまもなく通知がある見込みである。それに伴って抜本的な改正が必要になるため、こちらの改正については議会運営委員会の所管になろうかと考えている。そこで、そちらの改正に今回の人数の変更を溶け込ませる形で委員会定数についても議会運営委員会のほうでご発議をお願いできればと考えているところであるので、その点をお含みをいただいて、通知のタイミングによって諮らせていただきたいと思います。以上だ。

長谷川委員長 ただいまの事務局の説明について、質疑ご意見等ないだろうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 ただいまの件については事務局の説明のとおりといたす。

---

#### 4－(3) その他

長谷川委員長 次に(3)その他について、事務局並びに皆さんから何かないか。

事務局 それでは、当委員会でご検討いただくことと決定いただいた、最初に4項目ご決定いただいたけれども、本日の会議で一定の結論を得たと考えているけれども、本日の調査をもって終了としていただくか、その辺ご検討願えればと思っている。

長谷川委員長 ただいま説明があったとおり、本委員会で調査すべき項目についてはおおむね完了したと考えているが、調査は本日で終了としてよろしいだろうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

長谷川委員長 ご異議ないようなので、調査は本日で終了することに決定いたしました。最後に、委員長報告についてお諮りする。本委員会の活動については第1回定例会最終日の委員長報告をもって終了したいと考えている。委員長報告の内容は委員長に一任させていただきたいと思うが、これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

長谷川委員長 ご異議ないので、委員長報告の内容は委員長に一任された。

---

委員長(長谷川 孝君) 閉会を宣する。

(午前11時35分)